

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

事業名 火山防災対策事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部防災課 山岳遭難・火山対策係 電話番号：058-272-1111(内2837)

E-mail：c11115@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 288 千円 (前年度予算額：3,917 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,917	0	0	0	0	0	0	0	3,917
要求額	288	0	0	0	0	0	0	0	288
決定額	288	0	0	0	0	0	0	0	288

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成26年9月の御嶽山噴火後、同年11月に設置された「岐阜県火山防災対策検討会議」において、御嶽山噴火を踏まえた緊急に取り組むべき火山防災対策の一つとして、登山者等の安全確保の観点から退避壕等の安全確保施設やヘルメット等の整備を促進していく必要があるとの意見が出された。

火山噴火においては、その被害が広範囲にわたるとともに、救助活動も大規模なものとなるため、一つの市町村のみでの対応は不可能であること、また令和4年、7年に御嶽山(R4. 2. 23～R4. 6. 23、R7. 1. 16～R7. 5. 20)、焼岳(R4. 5. 24～R4. 7. 12、R7. 3. 4～R7. 4. 18)の噴火警戒レベルが1から2へ引き上げられたことや、令和5、6年に焼岳について「火山の状況に関する解説情報」(R5. 8. 19～R5. 8. 28)、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」(R6. 6. 7～R6. 7. 17)が発表されたことにより県民の火山防災に対する関心も高いことから、市町村が実施する火山防災対策に対し、県が積極的に支援し、これらの対策を早期に実施していく必要がある。

(2) 事業内容

噴火時において、住民のみならず、登山者及び観光客に対する避難誘導や避難所運営を担うべき市町村があらかじめ実施する火山防災対策に対し、財政的支援を行う。

- ・ 支援項目 火山防災対策にかかる施設等の整備（退避壕及び退避舎の整備、登山道の整備、登山道等への啓発用看板の設置など）
- ・ 補助率 1/2以内

(3) 県負担・補助率の考え方

県内火山を訪問する登山者及び観光客の生命を守ることは、県及び該当市町村の責務であり、両者が密接に連携した対策が不可欠である。

御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策については、県と市町村が役割を分担し、速やかに対策を実施していく必要があるため、市町村が実施する対策については、県が応分の負担をすることとし、1/2以内の補助率とする。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	288	市町村補助金
合計	288	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置付け

戦後最悪の人的被害をもたらした平成26年9月の御嶽山噴火を受け、同年11月に設置された「岐阜県火山防災対策検討会議」において、緊急に取り組むべき対策の検討を行い、平成27年1月に「御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策」として取りまとめ、これをもとに火山防災対策を推進している。

(2) 国・他県の状況

国（消防庁）：消防防災施設整備費補助金（避難施設設置）

長野県（御嶽・焼岳）：火山避難施設整備支援補助金（避難施設設置）

(3) 事業主体及びその妥当性

火山災害に対する防災体制は、他の災害と同様に、「災害対策基本法」に基づき整備されている。火山周辺の市町村においては、それぞれの地域防災計画において定められており、火山噴火が発生した場合には、市町村は災害対策本部を設置し、あらかじめ策定した防災計画に基づき応急対策を実施することから、市町村は本事業の実施主体と妥当である。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金
補助事業者（団体）	県内市町村 （理由） 火山噴火が発生した場合には、市町村は災害対策本部を設置し、あらかじめ策定した防災計画に基づき応急対策を実施することから、市町村は本事業の実施主体と妥当
補助事業の概要	（目的） 県内の火山防災対策の推進 （内容） 退避壕及び退避舎の整備、登山道等への啓発用看板設置など
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容） 1/2以内の補助率 （理由） 県と市町村が役割を分担し、速やかに対策を実施していく必要があるため、市町村が実施する対策については、県が応分の負担
補助効果	県内の火山防災対策の推進
終期の設定	終期9年度 （理由） 御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策を実施するための事業であり一定期間が経過した時点で対応を検討する。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>市町村が実施する火山防災対策を促進することが目的であり、数値目標を設定することは困難である。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	0	709	25,684

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	なし
令和5年度	<p>下呂市：噴火警戒レベル等を登山者等に知らせるための情報掲示板と情報掲示板に張替可能な規制周知のマグネットシートの整備を行った。</p> <p>郡上市：捜索救助活動及び迅速な現場到着のため、郡上市消防本部山間地救助隊員の個人装備品の整備を行った。</p> <p>白川村：登山者及びキャンプ場利用者の安全確保のため、該当2施設に対しヘルメットの整備を行った。</p> <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p>
令和6年度	<p>下呂市：登山者が噴石から身を守るための退避壕の設置及びアラミド繊維による山小屋の屋根補強工事を行った。</p> <p>指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %</p>

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	突発的な噴火により戦後最悪の人的被害が発生した御嶽山噴火では、火山余地の難しさが鮮明となった。そのため、万一の噴火に備えて効果的な火山防災対策を検討し、早期に実施していく必要がある。 また、平成27年7月に改正された「活動火山対策特別措置法」により、火山災害警戒地域に対し火山防災協議会の設置が義務付けられ、火山現象の状況に応じた具体的な避難計画などの警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うこととされており、県もその構成員として積極的に関与していく必要がある。 なお、令和4年、7年には御嶽山及び焼岳の噴火警戒レベルが2に引き上げられたほか、令和5年、6年に焼岳に対して「火山の状況に関する解説情報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表されたことから、自治体の火山防災に関して県民の関心が非常に高いと考えられる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 2	これまで、周知看板やヘルメット等の整備を着実に実施してきた。退避壕等の安全確保施設については、国が平成27年12月に「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」を公表したものの、多額の予算が必要となることから、自治体もその設置に長期の検討期間を要したが、当該補助金の活用及び本県が参加する火山防災協議会での協議により令和6年度、県内初となる退避壕の設置が行われた。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	火山防災協議会や岐阜県火山防災対策検討会議における検討結果に基づき、必要な事業を実施している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成26年9月の御嶽山噴火のような突発的な火山災害の発生も懸念されることから、県内の活火山における火山防災対策を実施するとともに、市村や隣県をはじめ関係機関と密接に連携し、県の火山防災体制を一層強化していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県内の4つの活火山(御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山)については、平成26年9月の御嶽山噴火のように突発的な火山災害の発生も懸念されることから、市町村が地域防災計画に基づき実施する火山防災対策については、着実に実施するためにも本事業は継続が必要である。 特に令和4年以降は御嶽山、焼岳の噴火警戒レベルの引上げ(1→2)や「火山の状況に関する解説情報」の発表等があり、県民の火山防災に対する関心も高いことから、県からも火山防災協議会を通し、本事業を活用した退避壕等の整備などにより登山者等の安全を高める施策の実施を市町村に求めていく。
